



## 所沢市成年後見制度利用促進基本計画

# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1 策定の背景

近年、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者や単身高齢者の増加も見込まれており、判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度の必要性がますます高まっています。また、日常生活での判断等に不安を抱える方へのサポート、障害者の「親亡き後」の問題といった成年後見制度を取り巻く様々な課題も顕在化しています。

しかしながら、全国的に見ても、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況にあり、権利擁護や成年後見制度に関する理解・活用が進む仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

成年後見制度は、認知症、知的障害や精神障害などによって判断能力が不十分な人の権利や財産を守るための制度として、従来の禁治産制度が見直され、平成 12 年に介護保険制度と同時にスタートしました。介護保険制度は、利用者本人が事業者と契約してサービスを受けるものであり、判断能力が不十分な人でもサービスを受けることができるようにするための成年後見制度と合わせて、高齢者の生活を支える車の両輪と言われています。

また、平成 28 年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行し、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視といった制度の理念が更に尊重され、平成 29 年には国の「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定しています。

これにより、概ね令和 3 年度までに「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を定めるよう努めること、利用促進に向けて必要な体制の整備を講ずることが明示されました。

また、令和 2 年には、専門職後見人、親族後見人、市民後見人<sup>108</sup>等のいずれにとっても、本人の意思決定支援を踏まえた後見事務を行う上で参考にされ、活用されることを期待し、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が策定されました。

本市ではこれまで、地域福祉計画に成年後見制度の利用促進を含む権利擁護の推進を位置づけ、成年後見制度の周知啓発や利用支援、相談体制整備、関係機関・関係団体等との連携などに取り組んできたところですが、これらの経緯を踏まえつつ、市として新たに所沢市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、制度の更なる利用促進に向けた取り組みを進めていくものです。

平成 12 年 成年後見制度スタート（禁治産制度の見直し）

あまり利用が進まない

平成 28 年 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行

平成 29 年 国の成年後見制度利用促進基本計画

⇒令和 3 年度までに市町村計画を策定（努力義務）

関係機関との協議・検討組織の立ち上げ

令和 2 年度 所沢市成年後見制度利用促進基本計画策定

令和 3 年度以降、制度の更なる促進に向けた取り組みを進める

## 2 計画の位置づけ・期間

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条の当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置づけます。

また、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりとして、個人の意思の尊重や自立、安心・安全な地域生活の実現が含まれている第 3 次所沢市地域福祉計画と連携し、同一の理念のもと、一体的に策定することにより、進行管理の効率化や福祉分野における多角的な視点を踏まえた評価を行います。

なお、本計画の期間は第 3 次所沢市地域福祉計画と整合性を図るため、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間とします。

（参考）成年後見制度の利用の促進に関する法律

（市町村の講ずる措置）

第一四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

二 略

（参考）国 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

・ 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に規定される市町村計画と一体的なものとも考えられる）

### 3 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であるため、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、選任された支援者（成年後見人等）により、法律面や生活面で支援する制度です。

成年後見制度は大きく分けて①法定後見制度と②任意後見制度の、2つの種類があります。

#### ①法定後見制度

法定後見制度とは、既に判断能力が不十分である場合に、本人又は配偶者・四親等以内の親族等の申立てによって、家庭裁判所が適任と認める人を本人の支援者として選任する制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3種類が用意されています。

##### ■法定後見制度の3種類

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認など、民法第13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

#### ②任意後見制度

任意後見制度とは、本人に判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者です。

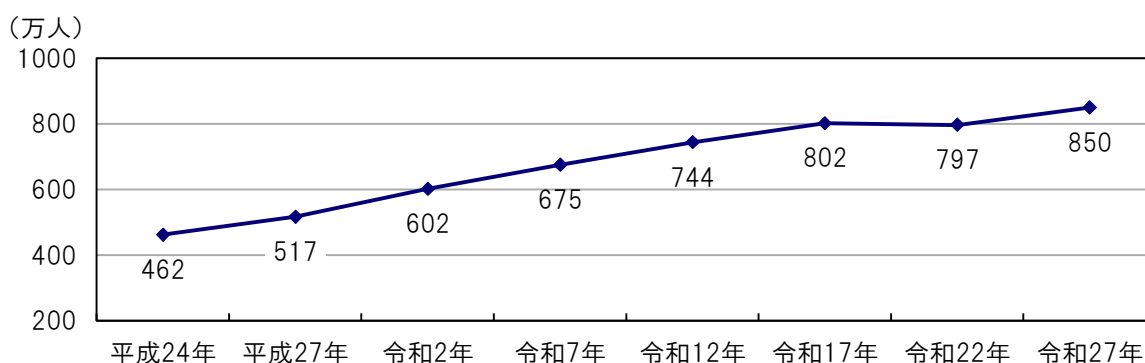
## 第2章 成年後見制度を取り巻く状況

### 1 全国的な傾向

#### (1) 対象者の推計

認知症患者数の将来推計は、令和7年までに、推計で675万人となっており、その後も更なる増加が見込まれています。

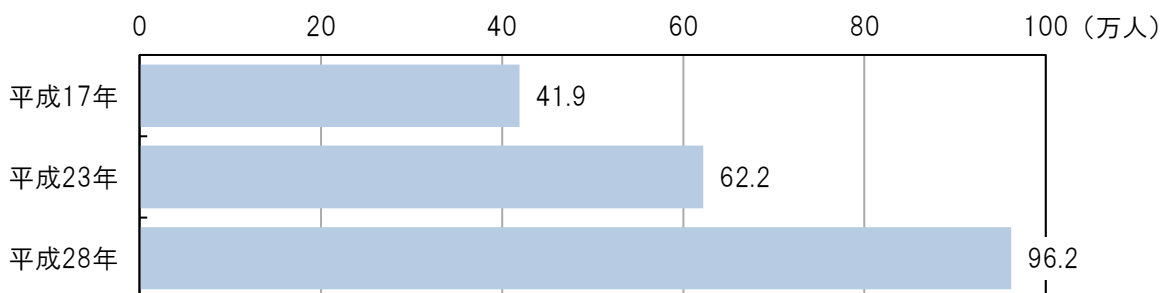
##### ■認知症患者数の将来推計(全国)



出典:厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況(令和2年6月)」

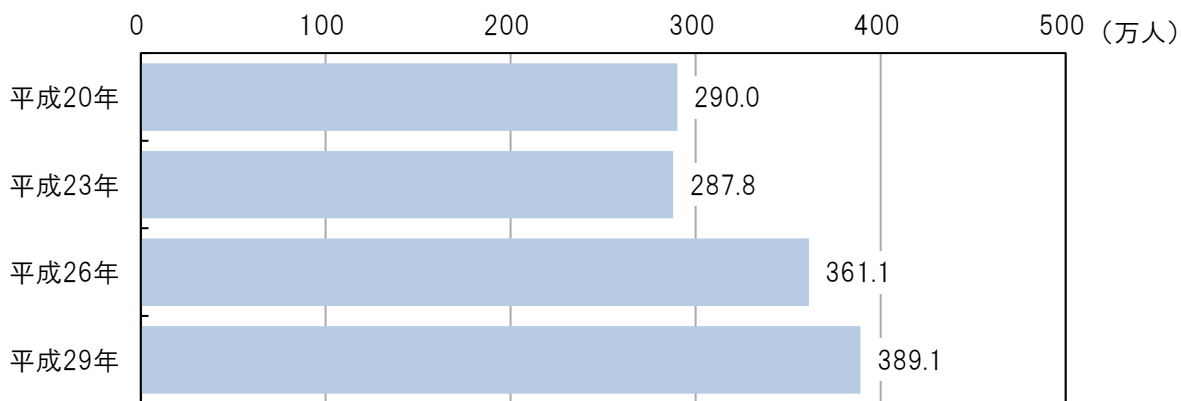
知的障害者、精神障害者数はいずれも増加しており、知的障害者は約10年間で約54万人(約2.3倍)、精神障害者数は約99万人(約1.3倍)増加しています。

##### ■療育手帳所持者数の推移(全国)



出典:厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(平成17年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成23年～)を基に作成

■精神障害者数の推移(外来・全国)

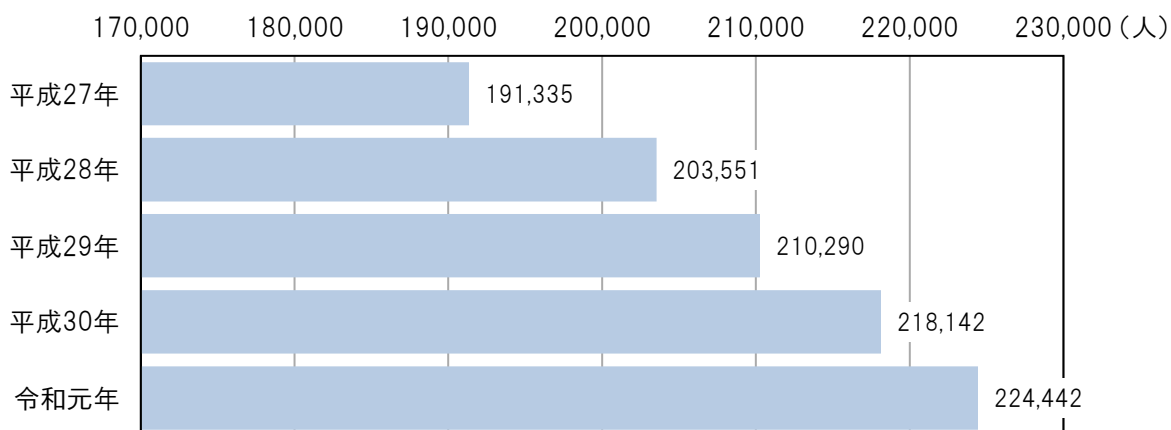


出典:厚生労働省「患者調査」

## (2) 成年後見制度の利用状況

令和元年12月末日時点における成年後見制度の利用者数は224,442人で、日本の総人口(令和2年1月1日時点)に占める利用者数の割合は0.18%でした。また、埼玉県では1,633人、本市では417件(市人口比0.12%)となっています。

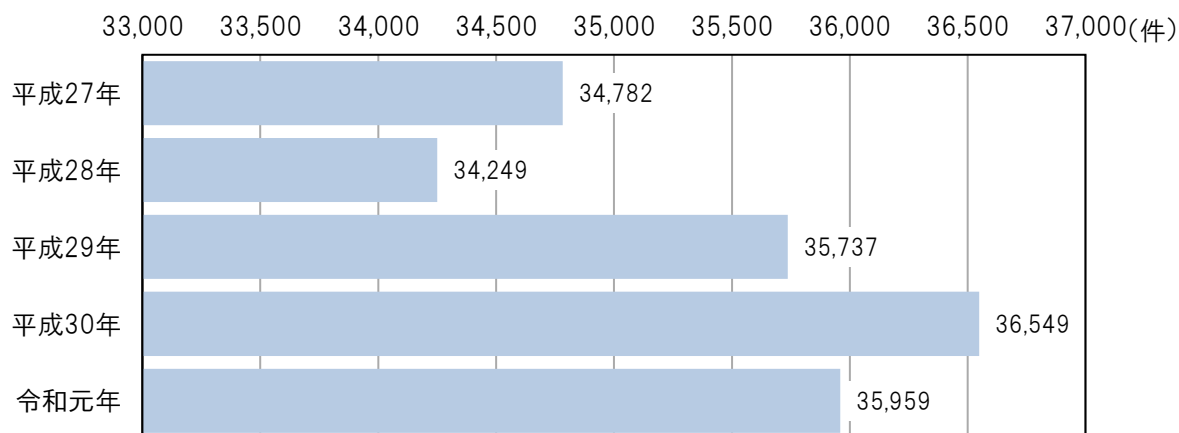
■成年後見制度の利用者数の推移(全国)



出典:最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

過去5年における申立て件数の推移をみると、35,000件前後で推移しています。

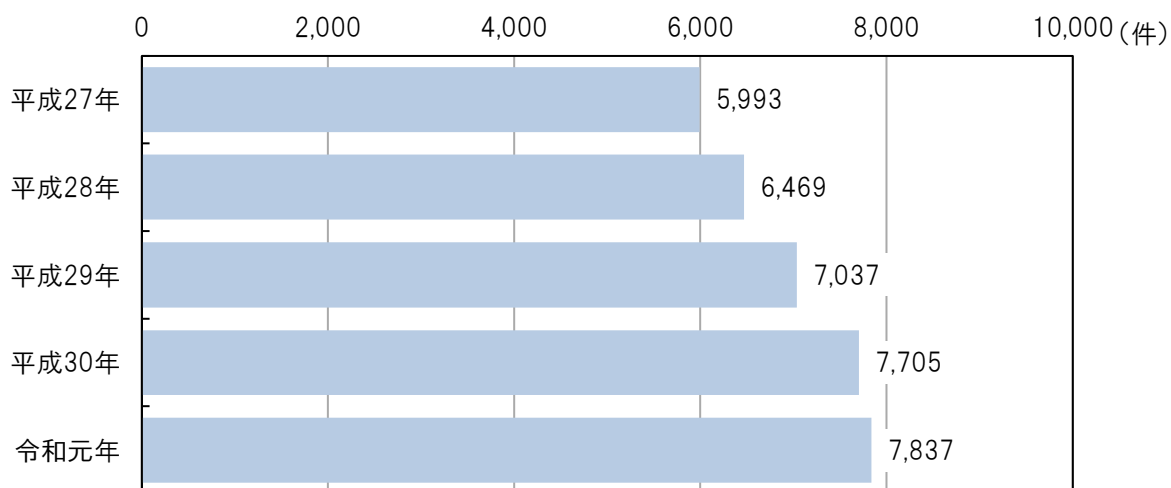
■過去5年における申立て件数の推移(全国)



出典:最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

市区町村長申立て件数の推移をみると、申立て件数は増加傾向にあり、過去5年間で約1.3倍となっています。

■市区町村長申立て件数の推移(全国)

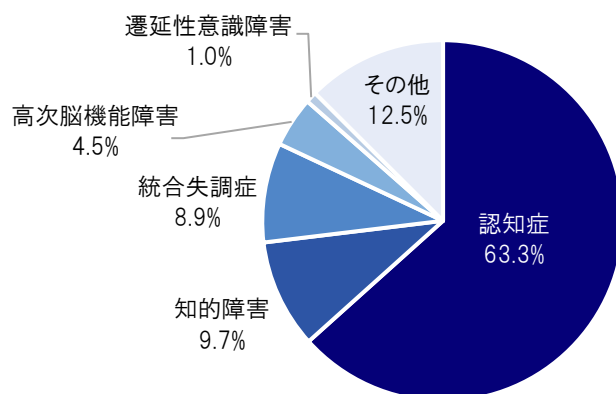


出典:厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況(令和2年6月)」

### (3) 申立ての理由

申立ての理由は認知症が63.3%を占めています。

#### ■ 申立ての理由(令和元年の1年間)

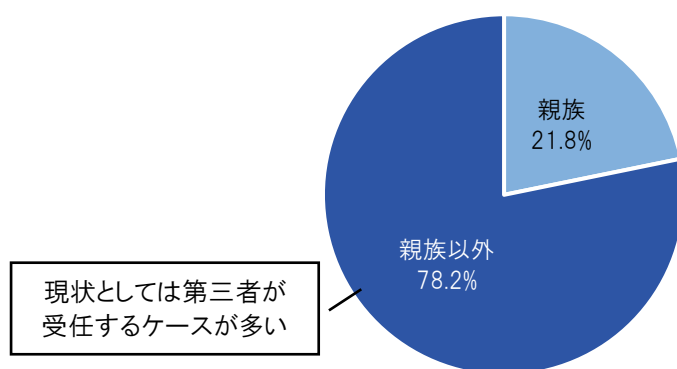


出典:最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

### (4) 成年後見人等の受任者

親族以外の第三者(弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、社会福祉法人等)が受任する割合が78.2%を占めています。

#### ■ 本人から見た成年後見人等の受任者の割合(令和元年の1年間)



出典:最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」



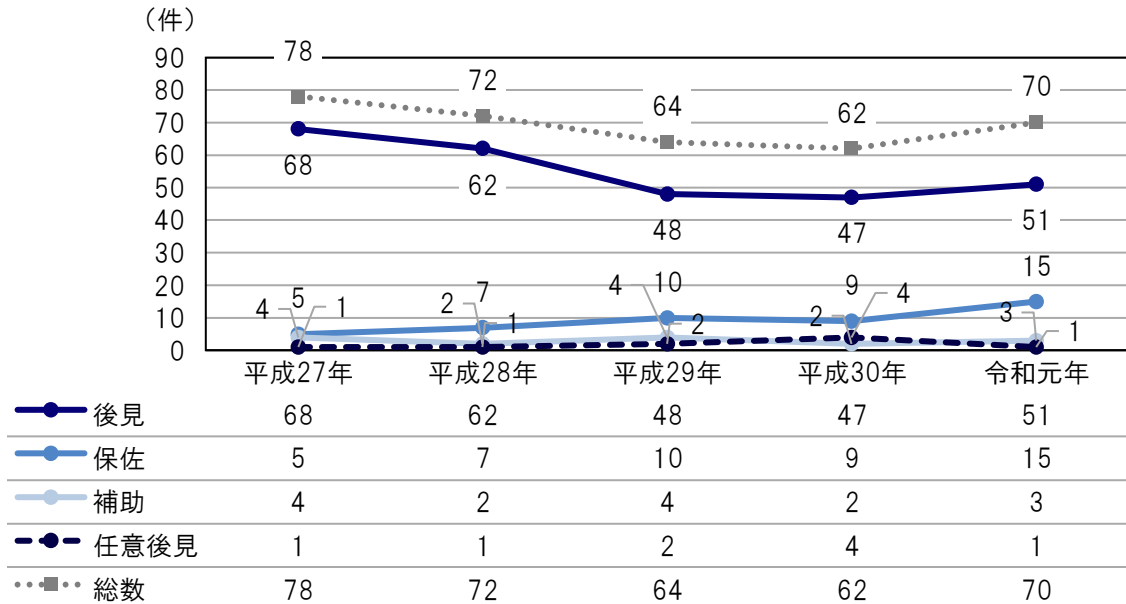


## (2) 制度の利用状況

### ①本市の申立て件数

申立て件数の推移をみると 70 件前後で推移しています。

#### ■本市における申立て件数の推移

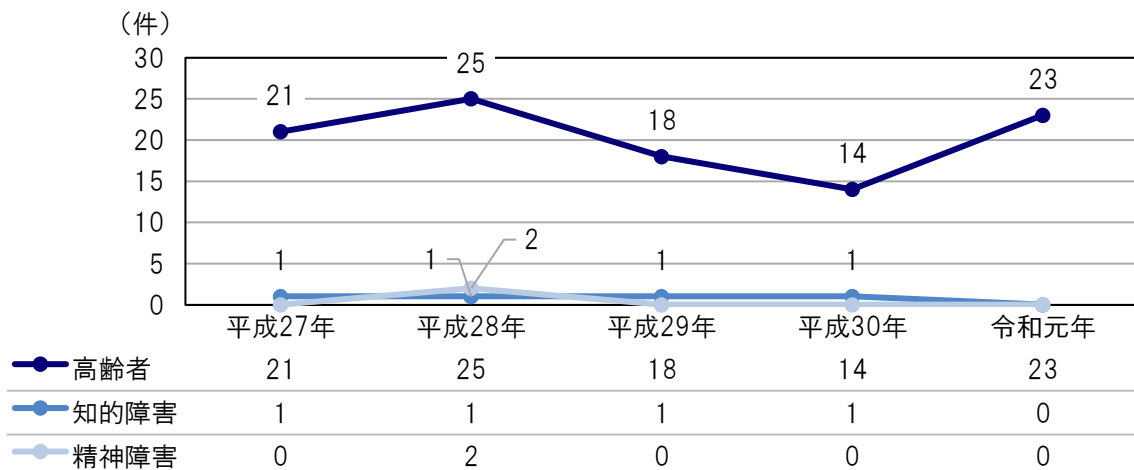


出典:さいたま家庭裁判所川越支部

### ②市長申立て<sup>109</sup>件数

市長申立て件数の推移をみると、20 件前後で推移しています。

#### ■市長申立て件数の推移(対象者別)



出典:地域福祉センター

### (3) 相談件数

成年後見制度に係る相談件数は毎年度増加傾向にあり、平成 28 年度と比較して約 2.3 倍になっています。特に平成 28 年度から平成 29 年度にかけては、こどもと福祉の未来館が開館し、福祉の相談窓口<sup>110</sup>が開設されたことにより大きく相談件数が増えています。

相談先としては福祉の相談窓口や地域包括支援センター<sup>111</sup>が多くなっています。

(\*)

#### ■成年後見制度に係る相談件数の推移

単位:件	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
福祉の相談窓口	65	274	325	331
高齢者支援課	7	11	19	23
地域包括支援センター(14 箇所合計)	175	150	174	254
障害福祉課(委託相談支援事業所含む)	29	21	21	34
こころの健康支援室	3	13	2	2
合計	279	469	541	644

出典:地域福祉センター(福祉の相談窓口と委託相談支援事業所の件数は一部重複)

\* 記載の相談先以外にも市内で活動する NPO 法人等の相談先があります。

## (4) 制度認知の状況

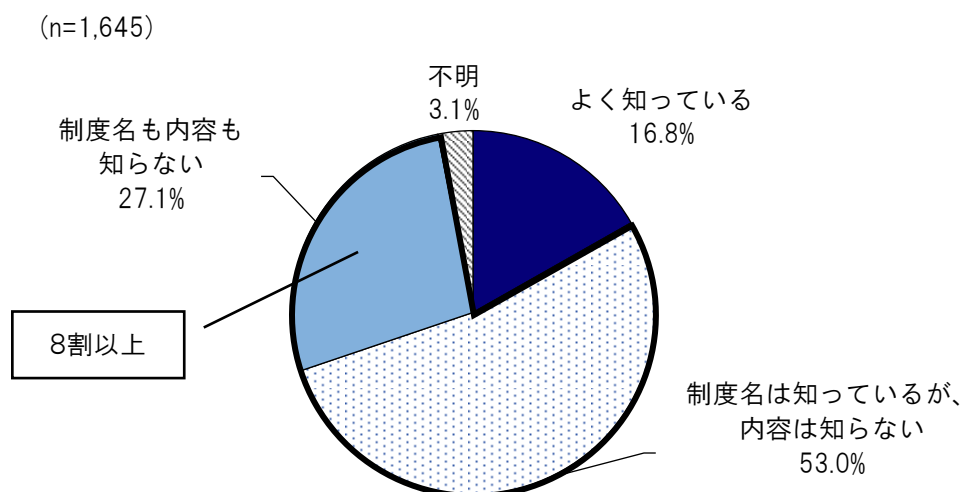
### ①成年後見制度の認知度及び利用意向

第3次所沢市地域福祉計画策定に向けて、令和元年度に市民アンケートを実施しました（p.22 参照）。

このうち成年後見制度についての認知度や利用の意向についての質問では、回答者の約8割が「成年後見制度の内容を知らない」と回答しています。

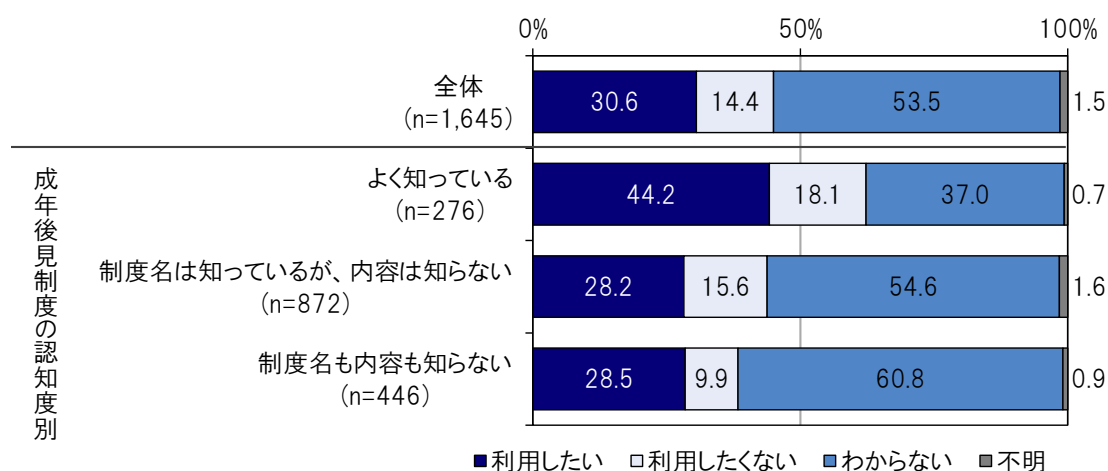
また、「制度を利用したい」という人は全体の30.6%でしたが、回答者を「制度をよく知っている」人に限定してみると、「制度を利用したい」という人の割合が44.2%にまで増えていることが分かります。これらにより、制度を広く周知することが制度への理解を深め、利用促進につながるものと考えられます。

#### ■成年後見制度の認知度\*



出典：第3次所沢市地域福祉計画策定に関する市民意識調査

#### ■成年後見制度の認知度別 今後の利用意向\*

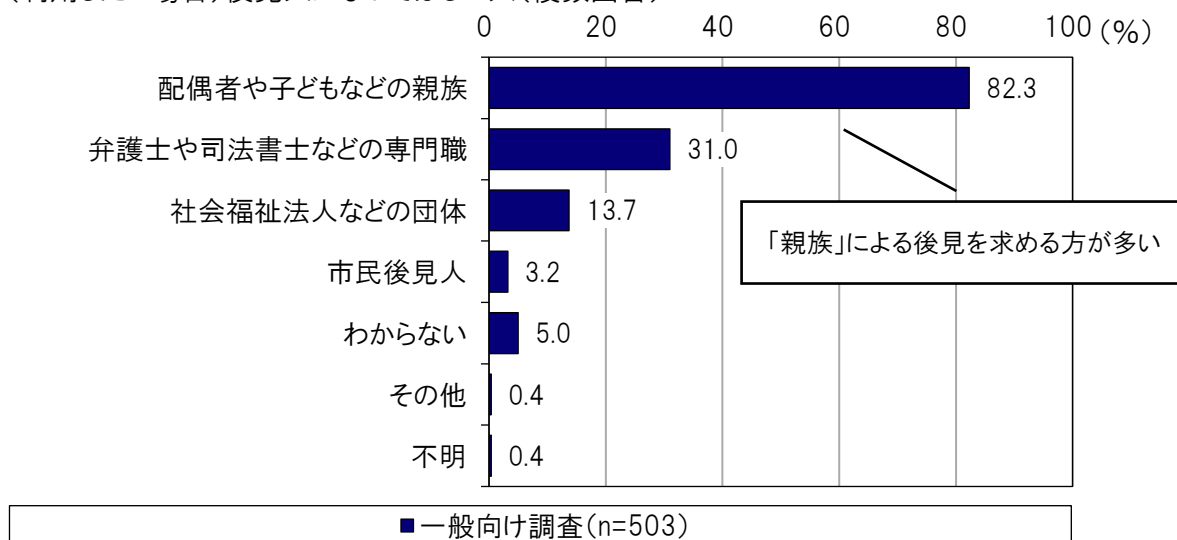


出典：第3次所沢市地域福祉計画策定に関する市民意識調査

## ②成年後見人受任者についての意向

成年後見制度を利用する場合に、後見人になってほしい人は、「配偶者や子どもなどの親族」が82.3%と、親族による後見を求める声が多くなっています。

■(利用したい場合)後見人になってほしい人(複数回答)



出典：第3次所沢市地域福祉計画策定に関する市民意識調査

成年後見制度を「利用したくない」又は「わからない」と回答した人の理由として、「制度名は知っているが、内容は知らない」という層や「制度名も内容も知らない」という層では「制度の内容や利用方法がよくわからない」が高くなっています。

■(利用したくない又はわからない人) その理由(複数回答)\*

単位:%	n(人)	制度の内容や利用方法がよくわからない	制度を利用する際の手続きが複雑そうである	他人に財産管理を任せるとに抵抗がある	利用するための費用(経済的負担)がかかる	子どもなどの親族に任せたい	特に理由はない	その他	不明
成年後見制度の認知度別									
全体	1,117	38.4	19.2	34.7	13.2	49.0	8.0	3.8	4.1
よく知っている	152	2.0	12.5	30.3	9.2	65.8	9.9	8.6	3.9
制度名は知っているが、内容は知らない	612	40.4	22.2	37.6	14.7	52.5	5.9	3.8	3.8
制度名も内容も知らない	315	53.0	17.5	32.7	13.0	34.0	11.4	1.9	4.1

出典：第3次所沢市地域福祉計画策定に関する市民意識調査

\* 回答結果は有効サンプル数に対するそれぞれの回答数の割合を小数点第2位で四捨五入しています。また、クロス集計分析結果表の分析軸に「不明」回答がある場合は表示していません。

## 第3章 計画のめざす姿と施策の展開

基本方針	施策目標	主な取り組み	
<p>《基本理念》 支え合う 心を大切に 自分らしく 暮らせる みんなのまち</p>	<p>誰もが意思を尊重され、権利が守られる環境づくり</p>	<p><b>施策目標1</b></p> <p>成年後見制度の周知・啓発</p>	<p>(1)わかりやすい講演会・講座の開催            (2)講演会や相談会の実施に対する支援            (3)広報活動の推進            (4)早期の支援につなげるための相談先のPR</p>
	<p>誰もが意思を尊重され、権利が守られる環境づくり</p>	<p><b>施策目標2</b></p> <p>利用しやすい環境整備と担い手の支援</p>	<p>(1)親族後見人の支援            (2)市民後見人候補者の育成・活用            (3)日常生活自立支援事業                「あんしんサポートねっと」との連携            (4)法人後見人の支援            (5)成年後見制度の利用支援</p>
	<p>誰もが意思を尊重され、権利が守られる環境づくり</p>	<p><b>施策目標3</b></p> <p>地域連携ネットワークの整備</p>	<p>(1)支援が必要となる方の早期発見・支援の仕組みづくり            (2)後見人支援機能の強化            (3)関係団体との連携</p>

## 1 基本理念（第3次所沢市地域福祉計画）

支え合う心を大切に  
自分らしく暮らせるみんなのまち

（詳細は p.30 をご覧ください）



## 2 基本方針（所沢市成年後見制度利用促進基本計画）

誰もが意思を尊重され、権利が守られる環境づくり

### 【施策目標1】成年後見制度の周知・啓発

市民が成年後見制度を正しく理解できるよう、やさしく、わかりやすい資料の提供に努めるとともに、様々な媒体を活用した情報提供を推進します。

また、必要な時に必要な制度を選択できるよう、制度に対する理解促進を図るとともに、元気なうちから利用に備える意識づくりを進めます。

### 【施策目標2】利用しやすい環境整備と担い手の支援

今後の利用者拡大に向けて、市内相談窓口の利用促進を図るとともに、親族後見に伴う支援の強化など、市民ニーズに即した事業の充実を図ります。

また、利用者がメリットを実感できるよう、意思決定支援や身上保護を重視し、多様な選択に向けた担い手の育成、受任後における相談機能の構築を進めます。

### 【施策目標3】地域連携ネットワークの整備

権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるために、地域の見守り体制と各種相談窓口等とのネットワーク体制を構築し、チームによる円滑な支援をめざします。

# 施策 目標 1

## 成年後見制度の 周知・啓発

基本方針  
誰もが意思を尊重され、  
権利が守られる環境づくり

### 施策目標

- 1 成年後見制度の周知・啓発
- 2 利用しやすい環境整備と担い手の支援
- 3 地域連携ネットワークの整備

### ●現状・これまでの主な取り組み

法定後見制度・任意後見制度などの成年後見制度の基本的な仕組みを学ぶ機会として、市民向け講演会や出前講座を実施しています。

また、士業<sup>112</sup>団体による講演会や相談会の実施を支援しています。

制度の周知・利用促進に向けては、広報ところざわやホームページ、ところざわほっとメール<sup>113</sup>等において、制度や講演会等の周知を行っているほか、市民ワークショップの開催のほか、制度のパンフレットや福祉の相談窓口<sup>114</sup>の案内チラシ等を作成・配布しています。



市民向け講演会

### ●課題

市民アンケートでは、約8割の方が制度の内容を知らないと回答していることから、制度の意義や、どのような場合に制度が役に立つかといったことなど、具体的にわかりやすく説明する機会を作っていくとともに、若い世代も含めた幅広い世代への周知方法を工夫する必要があります。他方、年代や立場など、対象者別にターゲットを絞った周知も必要です。なお、成年後見制度自体の難しいイメージや手続きの複雑さなど、市民にとって身近な制度となっていないことがうかがえることから、周知にあたっては仕組み等をやさしく表現することが必要です。

また、最高裁判所が示す法定後見制度の利用状況では、「保佐」や「補助」など軽度の方が利用に至っていないことから、制度の仕組みが正しく理解されるような取り組みが必要です。

112 専門性の高い国家資格のうち、成年後見制度においては、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士などを指すことが多い。

113 p.6 参照

114 p.6 参照



## ●取り組みの方向性

誰もが成年後見制度を正しく理解できるよう、引き続き市民ニーズを踏まえたわかりやすい制度の周知に努めます。また、支援が必要な人が適切な制度利用に結びつくよう、情報提供や理解促進につながる機会の充実を図ります。

### 主な取り組み

#### (1) わかりやすい講演会・講座の開催

- ▶ 士業等専門職を講師とした講演会を開催し、後見業務の説明など、具体的なテーマにより、制度の周知を行います。
- ▶ 出前講座など、対話型の啓発事業を推進し、利用者の目線に立った内容で説明を行うことで、制度の利用促進を図ります。

#### (2) 講演会や相談会の実施に対する支援

- ▶ 士業団体による講演会や無料相談会など、制度に対する各種啓発事業の実施を支援します。

#### (3) 広報活動の推進

- ▶ 成年後見制度の周知啓発に向けたわかりやすいパンフレットを作成し、公共施設等に配架するほか、相談窓口、講演会、出前講座等、様々な機会 で配布・説明します。
- ▶ 事業や制度の周知にあたって、本市及び社会福祉協議会の広報紙やホームページに加え、メールや SNS などを活用した周知を行います。

#### (4) 早期の支援につなげるための相談先の PR

- ▶ 制度の利用に至っていない人が早期支援につながるよう、市内各所の相談窓口の周知を強化します。

## ●取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
成年後見制度出前講座の受講者数	人	186	250	300
成年後見制度出前講座の実施回数	回	5	10	24
成年後見に関わる相談件数	件	644	750	800

教えて！

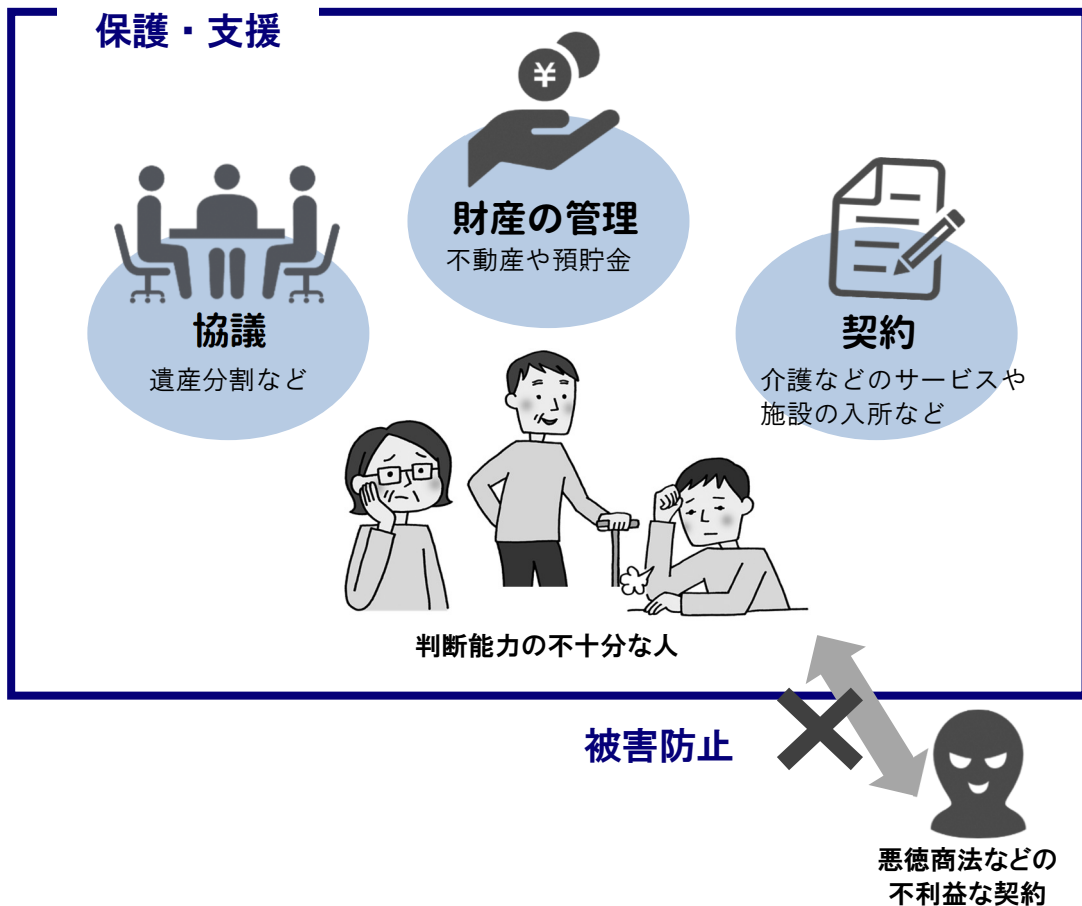
## 成年後見制度は、どんな人が利用するの？

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が不十分な方（本人）の権利を守る支援者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法律面、生活面で支援する制度です。

成年後見人等は、福祉サービスの利用や入所・入院の契約又は不動産や預貯金などの財産管理の代理・補助により本人の権利と暮らしを守ります。

- ・頼れる親族がおらず物忘れも増えてきた。今後の財産管理が心配。
  - ・悪質業者から連絡があり騙されそうになった。今後も騙されないか心配。
  - ・成年後見人が相談にのってくれて、サポートを受けながら今までどおり地域生活を続けることができた。
  - ・書類手続きや契約など一人では難しかったことを成年後見人がちゃんとやってくれるから安心。
- ……など、様々な場面で成年後見制度が活用されています。

■成年後見制度とは

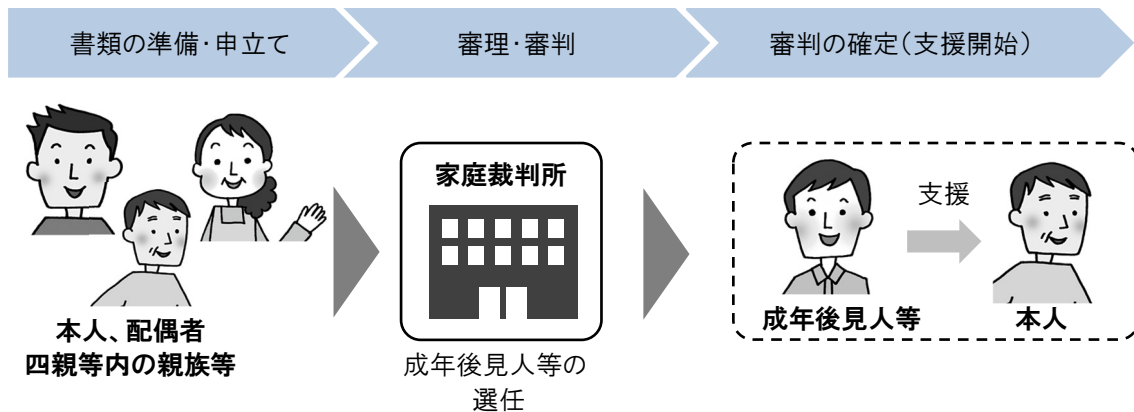


## 法定後見制度はどんな制度？

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります（p.68 参照）。

法定後見制度は、既に判断能力が不十分な時に、申立てにより家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する制度です。

### ●法定後見制度の手続きの流れ

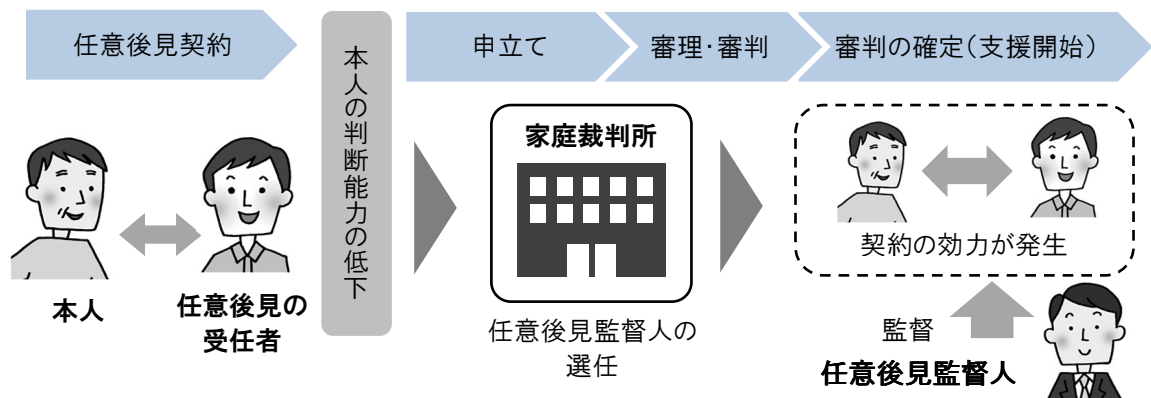


## 任意後見制度はどんな制度？

法定後見制度と異なり、本人が十分な判断能力があるうちに、自ら選任した代理人と契約を結んでおくことができるのが、任意後見制度です。

任意後見制度のメリットとして、任意後見人を誰にするか、どんなことをしてもらうか、本人があらかじめ決めておくことで、本人の希望に沿った適切な保護・支援をすることが可能です。

### ●任意後見制度の手続きの流れ



## 施策 目標 2

# 利用しやすい環境整備と 担い手の支援

基本方針  
誰もが意思を尊重され、  
権利が守られる環境づくり

### 施策目標

- 1 成年後見制度の周知・啓発
- 2 利用しやすい環境整備と担い手の支援
- 3 地域連携ネットワークの整備

### ●現状・これまでの主な取り組み

制度を必要とする方が適切に利用できるよう、成年後見制度に関する相談窓口として、こどもと福祉の未来館に福祉の相談窓口<sup>115</sup>を開設しました。ここでは成年後見センター機能として、制度の利用支援、市民後見人<sup>116</sup>の育成のほか、士業<sup>117</sup>等専門職による無料相談会や関係機関を対象とした研修会などを実施しています。



福祉の相談窓口

このほか、市役所関係各課や保健センター、地域包括支援センター<sup>118</sup>、基幹相談支援センター等、様々な窓口でも制度の相談を受け付けています。

### ●課題

市民アンケートでは、自分の判断能力が不十分になった場合について、親族による後見を求める方が多く、親族後見に関する支援が必要となります。

また、高齢化等により、成年後見制度を必要とする方の増加が予測される中、親族がいても成年後見人等になることができないケースなどを含め、多様なニーズに対応できる基盤づくりとして、市民後見人などの担い手の更なる育成や活用、受任後も安心して業務を行うためのサポートが求められています。

高齢化等により対象者が増えているにも関わらず、利用が伸び悩んでおり、利用促進に向けて関係者・関係機関等との連携を強化するとともに、受任者調整機能<sup>119</sup>の整備について検討していく必要があります。

115 p.6 参照

116 p.6 参照

117 p.80 参照

118 p.5 参照

119 利用者がメリットを実感できないような成年後見人等の選任が起こることを防ぐための機能。中核機関（p.88 参照）が中心となり、本人にとって適切な候補者のイメージを家庭裁判所と共有し、適切な成年後見人等の選任がなされるように調整を図ることが望ましいとされている。

## ●取り組みの方向性

制度利用の需要増加が見込まれる中、利用する方が多様な選択ができ、安心して制度を利用できるよう、相談窓口の充実や親族後見の支援に取り組みます。

また、成年後見人等の担い手として市民後見人の育成を行い、家庭裁判所より選任された後も安心して後見業務を行えるようサポートします。

市長申立て<sup>120</sup>や報酬助成制度により、成年後見制度が必要となる方に対する支援を的確に行います。

### 主な取り組み

#### (1) 親族後見人の支援

- ▶ 親族による支援の促進に向け、事例等を交えて制度の周知啓発を行います。また、親族後見人に対する支援として、相談対応や親族後見人相互の情報共有に向けた仕組みづくりに努めます。

#### (2) 市民後見人候補者の育成・活用

- ▶ 市民後見人候補者の育成・活用を推進し、関係機関等と受任に向けた調整を行います。

#### (3) 日常生活自立支援事業「あんしんサポートねっと」<sup>121</sup>との連携

- ▶ 福祉の相談窓口において、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援を目的とした、日常生活自立支援事業とともに業務を掌握し、成年後見制度への移行を含めた多様な選択をスムーズに進めます。

#### (4) 法人後見人の支援

- ▶ 法人後見業務を担う NPO 法人等との定期的な情報交換会を開催し、土業アドバイザー等による課題解決に向けた支援を行います。

#### (5) 成年後見制度の利用支援

- ▶ 本人や親族等が家庭裁判所に申立てを行うことが困難な場合、市長により成年後見人等の選任の申立てを行います。その際、成年後見人等の報酬に係る費用負担が困難な場合、適切な助成を行います。

120 p.87 参照  
121 p.87 参照

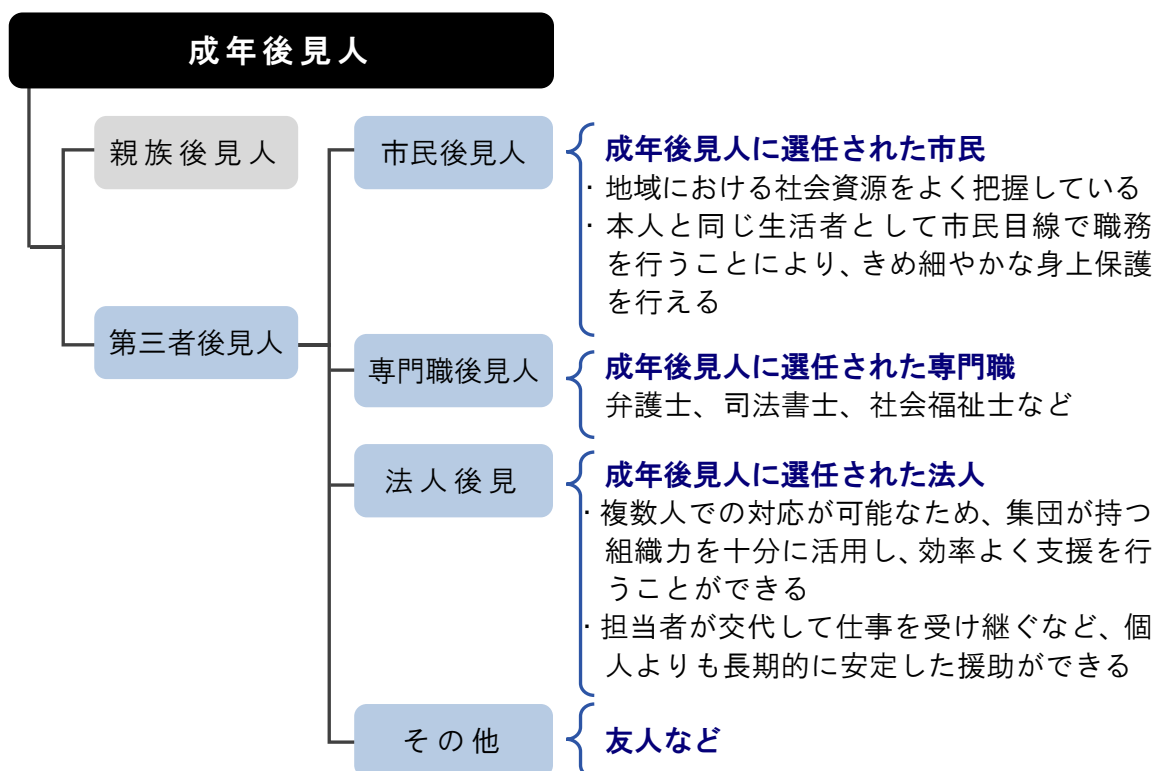
## ● 取り組みを測る指標

指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
親族後見の利用者数	人	161	200	230
市民後見人 <sup>122</sup> の選任	人	0	1	2
「あんしんサポートねっと」 <sup>123</sup> の利用者数	人	42	45	50
市長申立て <sup>124</sup> 実施件数	件	23	27	30

## 様々な人が成年後見人になることができます

成年後見人には、家族などの親族後見人のほか、第三者である弁護士や司法書士等が就任する専門職後見人、社会福祉協議会や、NPO 法人などの法人が就任する法人後見などがあります。

これらに加えて新たな担い手として期待されているのが市民後見人です。市民後見人とは、各自治体を実施する養成研修を受講し、成年後見制度に関する一定の知識を身につけた市民の中から、家庭裁判所より成年後見人に選任された人のことです。本人と同じ地域で生活している市民であるため、地域における社会資源をよく把握しており、また、市民目線で職務を行うことにより、きめ細やかな身上保護を行うことができます。



122 p.6 参照  
123 p.87 参照  
124 p.87 参照

## 日常生活自立支援事業「あんしんサポートねっと」

「あんしんサポートねっと」は埼玉県社会福祉協議会の委託により市の社会福祉協議会が行っている福祉サービス利用援助事業です。

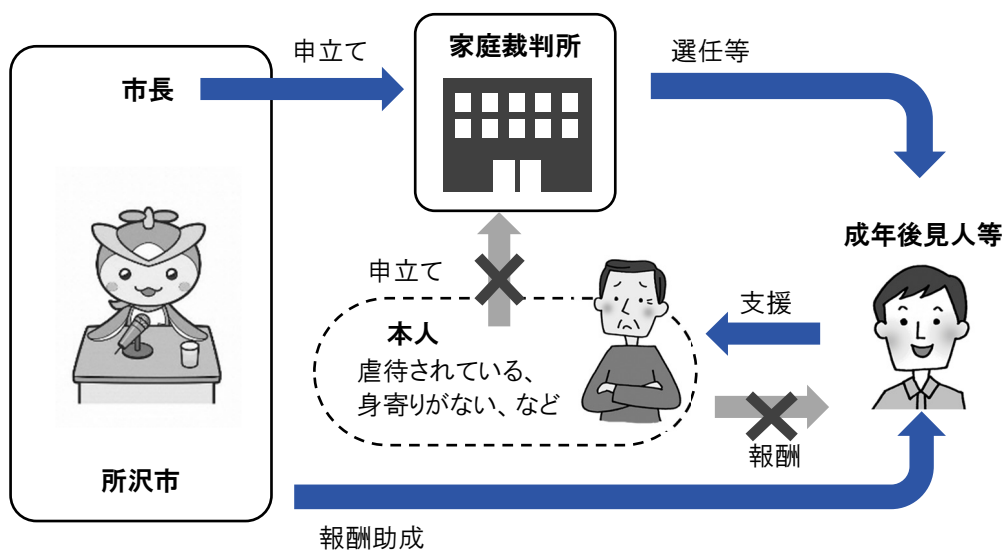
成年後見制度の利用には至らないが、判断能力が不十分になりつつある高齢者や、知的障害・精神障害の方などが安心して生活が送れるように、利用者と市の社会福祉協議会の契約によって定期的に自宅などに訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。



## 市長申立てと報酬助成

市長申立てとは、成年後見制度の利用が必要な状態にあるが、本人が申し立てられず、身寄りがない等の事情を抱えている場合に、市長が本人に代わって申し立てを行うことができる制度です。本人にとって最も適任だと思われる成年後見人等を家庭裁判所が選任します。

成年後見人等が本人の財産から報酬を受け取ることが難しい場合には、本市が報酬の全て又は一部を助成する制度もあります。



## 施策 目標 3

# 地域連携 ネットワークの整備

基本方針  
誰もが意思を尊重され、  
権利が守られる環境づくり

### 施策目標

- 1 成年後見制度の周知・啓発
- 2 利用しやすい環境整備と担い手の支援
- 3 地域連携ネットワークの整備

### ●現状・これまでの主な取り組み

国の基本計画により、権利擁護支援が必要な人の発見、早期の段階からの相談・対応体制の整備として地域連携ネットワークの整備が求められています。

本市では、成年後見人等に対する支援として、福祉の相談窓口<sup>125</sup>に日常的な相談体制を整備するとともに、市内福祉関係者向けの実務者研修会を実施しています。



実務者研修会

また、成年後見制度に伴う効果的な施策の推進に向け、所沢市成年後見制度推進検討委員会（審議会）を設置しました。

### ●課題

成年後見制度の利用を必要とする方の早期発見や見守りに向けて、市民・団体・関係機関が相互に連携し、情報の共有を図る地域連携ネットワーク体制の構築及びネットワークの運営の中核となる機関（中核機関）の設置が必要とされています。

この地域連携ネットワーク及び中核機関には、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能を段階的・計画的に整備することが求められています。

地域連携ネットワークの体制の構築にあたっては、後見業務を担う人や成年後見人等の候補者をチーム等で支える体制を検討する必要があります。また市や審議会、社会福祉協議会等により、中核機関の機能について具体的に検討し、本市としての位置づけ等を定めていく必要があります。



## ●取り組みの方向性

地域の住民・団体・関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、支援が必要な人を早期に発見し、支援につなげられるよう、地域連携ネットワークの構築に向けた体制づくりについて検討します。

また、既存の委員会との連携により、地域連携ネットワークの整備・運営等を担う、中核機関の設置を進めます。

### 主な取り組み

#### (1) 支援が必要となる方の早期発見・支援の仕組みづくり

- ▶ 福祉事務所や地域包括支援センター<sup>126</sup>などの相談支援機関が権利擁護を必要とする人を早期に発見し、その人の状況に応じて、法律・福祉・保健・医療・地域等の関係者が協力し、本人の意思や状況を継続的に把握しながら支援していきます。

#### (2) 後見人支援機能の強化

- ▶ 成年後見人等が抱える解決困難事例の対応について、土業<sup>127</sup>への相談などのバックアップを行うとともに、早期解決のための体制づくりを検討します。
- ▶ 専門的知見が必要な場合の専門職による支援体制や、専門職同士の相互支援機能の強化、成年後見人等の監督役となる家庭裁判所との連携体制の構築を進めます。

#### (3) 関係団体との連携

- ▶ 家庭裁判所との情報共有を図るほか、土業団体や金融関係団体、民間団体・NPO法人等との連携を進めます。

## ●取り組みを測る指標

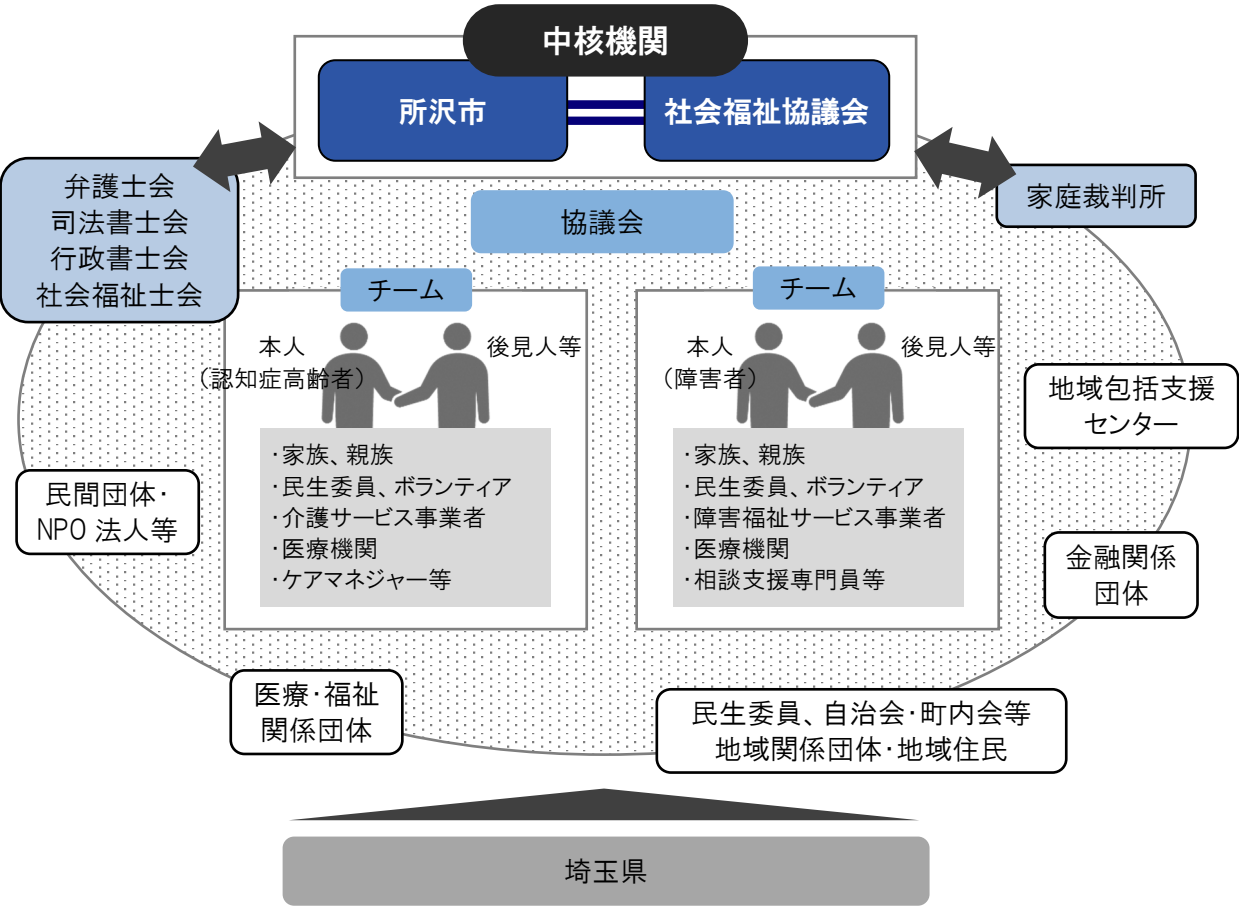
指標名	単位	現況値	目標値	目標値
		令和元年度	令和5年度	令和8年度
中核機関の設置	なし	検討	設置	設置
専門職による無料相談における成年後見人等の相談回数	回	12	18	24

126 p.5 参照  
127 p.80 参照

## 【 地域連携ネットワークのイメージ図 】

地域連携ネットワークとは、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。



# 第4章 計画の推進

## 1 計画の推進にあたって

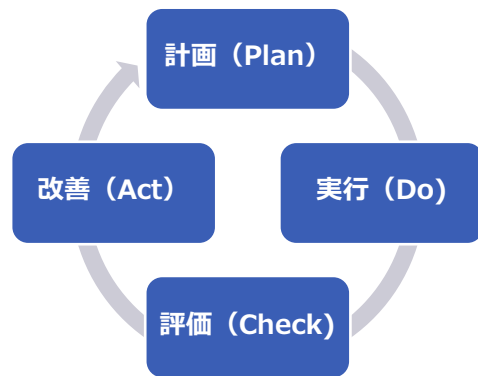
本計画における具体的な事業や取り組みを進めるにあたっては、地域連携ネットワークを構成する様々な関係団体、法人等が、それぞれに期待される役割を担い、協働・連携するとともに市がその推進・支援を行います。

## 2 計画の実現に向けて

### (1) 指標に基づく客観的な計画評価の実施

本計画において設定した目標値について、計画推進の目安として変化を把握し、取り組みの評価を行うとともに、推進に活用します。計画評価については、計画期間6年の半期にあたる3年ごとに実施します。

また、計画に基づく成年後見制度の利用を促進していくため、PDCA サイクルに基づく継続的な改善を図ります。



#### ● 計画の推進

計画期間		計画(上半期)			計画(下半期)		
年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
所沢市成年後見制度 推進検討委員会	計画 策定	実行・評価・改善			実行・評価・改善 次期計画検討		
		進捗状況の確認・検討			進捗状況の確認・検討		

## (2) 計画の推進体制

### ●所沢市成年後見制度推進検討委員会

計画の推進にあたっては、進捗状況や事業の方向性をチェックする評価・管理体制が必要です。

このため、進捗状況を報告し、市の施策・事業の評価結果も含めた現況確認や今後の推進方法、対策などについて総合的に検討・評価する第三者機関として、所沢市成年後見制度推進検討委員会を位置づけます。

## (3) 社会福祉協議会との連携

所沢市社会福祉協議会では、市から委託を受けた成年後見制度推進事業の中で、相談支援、制度の周知啓発などを実施しているほか、埼玉県社会福祉協議会からの委託による日常生活自立支援事業「あんしんサポートねっと」<sup>128</sup>や、法人として成年後見人を受任するなど、権利擁護事業に積極的に取り組んでいます。

成年後見制度の利用促進に向けて、市と所沢市社会福祉協議会は共通の目的を持ち、本計画を効果的に推進するため、定期的な情報交換を行いながら、引き続き連携を図っていきます。

---

128 p.87 参照